

そこが知りたい!

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 買収した欠損等法人が有する欠損金の利用制限

海外の企業が、日本企業をターゲットとした M&A を試みる場合、異なる会社法制下において設立された法人間の合併には技術的な制約がありますので、通常は現金を対価として、ターゲット企業の支配権の 50%以上の獲得を目指します。このときターゲット企業やその子会社が、税務上利用可能な欠損金を有している場合には、対価の額に買収後の節税効果を反映させるべきかどうか M&A 交渉上の一つのポイントとなります。税法上は、欠損金の利用が制限されたり、さらには含み損のある資産の譲渡損失の損金算入が制限される場合もありますので、今回のニュースレターでは、M&A を実行する際に事前に検討すべき繰越欠損金の利用制限について解説します。

繰越欠損金の利用制限の概要

繰越欠損金を有する内国法人（欠損等法人¹）が、新株主との間に一定の支配関係（特定支配関係²）を有することとなった日以後 5 年以内に、買収前の事業の廃止、その事業規模を大幅に超える資金の受け入れ等のような一定の行為を行ったり、一定の事実が生じた場合には（適用事由の発生）、その事由が生じた日の属する事業年度（適用事業年度）以後の各事業年度においては、それ以前の各事業年度において生じた青色欠損金額は繰越控除ができなくなります（法法 57 の 2①）。

欠損金の繰越控除ができなくなる一定の事由（適用事由）と海外の立法例

例えば次のような事由が、欠損金の繰越控除ができなくなる適用事由に該当するとされています（法法 57 の 2①一）。

- ① 休業法人を買収して、買収後に事業を開始すること
- ② 買収対象企業の事業をすべて廃止する場合に、買収前事業の規模の概ね 5 倍を超える事業資金を受け入れること
- ③ 買収前の役員が全て辞任したり、使用人が相当程度退職したにも関わらず、買収前事業の規模が概ね 5 倍を超えて拡大したこと

海外においても同様に、繰越欠損金の利用制限を設けている国もあります。

国名	欠損金の利用制限
アメリカ	3年間に、5%以上の持分を有する株主の持分が 50%超変動した場合には、欠損金の利用可能額を、旧欠損法人の市場価値×長期非課税債金利に制限
シンガポール	株主の 50%以上の変動または事業内容の変更があった場合における欠損金切り捨て
オランダ	株主の 30%以上の変動があった場合における欠損金切り捨て

¹ 内国法人で他の者による特定支配関係を有することとなった者のうち、その特定支配関係を有することとなった日（支配日）の属する事業年度（特定支配事業年度）において、特定支配事業年度前の各事業年度において生じた欠損金又は含み損のある資産を有するものをいいます（法法 57 の 2①）

² 他の者が、欠損等法人の発行済株式等（自己株式等を除く）の総数の 50%超を直接又は間接に保有する関係として、他の者（組合関連者を含む）と法人との間のその他の者による支配関係をいいます（法法 57 の 2①、法令 113 の 2①②）



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

企業が日本企業をターゲットとした三角合併を実行する場合、軽課税国に所在する外国親法人株式を合併対価とすれば非適格合併とされますので、繰越欠損金の引継は認められませんが、それ以外の三角合併であって、共同事業を営むための適格合併やグループ内の適格合併でみなし共同事業要件を満たしている合併であれば、被合併法人の繰越欠損金の引継ぎが認められます。

また、現金買収により支配関係を形成した後5年以内で、かつ、みなし共同事業要件を満たさない適格合併等であっても、被合併法人の繰越欠損金のうち、支配関係事業年度以後に生じた欠損金（含み損相当額は除く）は合併法人へ引継ぐことができます（法法57②③）。

しかし、被合併法人が欠損等法人である場合には、本文で説明した法人税法57条の2が優先して適用されるため、適用事業年度前までに生じている欠損金はたとえ支配関係事業年度以後に生じたものであっても合併法人へ引継ぐことができない点に留意が必要です（法法57の2①四）。